

準備は進んでますか？

消費税軽減税率対象品目（8%）

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞 ですが・・・
(定期購読契約に基づくもの)

2019年
10/1～の

消費税軽減税率 事務処理対応セミナー

飲食料品
取扱いが
ある



売上・仕入を税率ごとに区分して経理し、
売上税額・仕入れ税額を計算します

●小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えなどの検討が必要です
- ・システムを使用して仕入の発注をしている場合、システム改修の検討が必要です

●卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です

全事業者
対応が
必要です

なので…

飲食料品
取扱いが
ない



- ・仕入や経費に軽減税率（8%）対象品目があれば区分して経理し、仕入税額の計算が必要です



消費税の免税事業者（売上額が1,000万円未満）も対応が必要な場合がございます

主催 鹿児島県商工会連合会
霧島市商工会

講師 税理士 根上 聡子 先生

日時 12月10日(月)
14:00~16:30

場所 霧島市商工会隼人本所

定員 50名

受講料 霧島市商工会員／無料

セミナー内容

- 消費税軽減税率の概要（対象品目）
- 区分記載請求書について
- 適確請求書について（インボイス制度）
- 帳簿の記載について
- 消費税申告について
- 軽減税率実施に伴う国の支援策

参加申込書

※ご記入頂いた個人情報は、本セミナーの運営以外には使用いたしません。

FAX : 0995-42-2129

事業所名		受講者氏名	
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・その他	〃	
住所	霧島市	〃	
電話	—	F A X	—



霧島市商工会

TEL : 0995-42-2128